

## 松川村有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村の広報紙等に掲載することができる有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告は、村の自主財源を確保するとともに、村民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(掲載物)

第3条 広告を掲載できるもの（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 広報まつかわ
- (2) 松川村公式ホームページ
- (3) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体として活用できる資産で、村長が別に定めるもの

(広告の範囲)

第4条 広告は、本村の広告媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動に関するもの
- (4) 宗教活動に関するもの
- (5) 社会問題、意見広告又は個人宣伝に関するもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 前各号に定めるもののほか、広告として掲載することが適当でないとして村長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広報等に掲載できる広告に関する基準は、村長が別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び枠数、広告掲載料、広告掲載の位置、広告掲載の期間等は、広告媒体ごとに村長が別に定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、広報まつかわ及び松川村公式ホームページ等で行うものとする。

(広告掲載の申込者の資格)

第7条 広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、村税等の滞納がない者でなければならない。ただし、申込者が村内以外の者が行う場

合にあつては、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第8条 申込者は、松川村有料広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする  
広告案を添えて、村長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第9条 村長は、前条の申込書があつたときは、審査をして掲載の可否を決定し、  
松川村有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

2 広告掲載の申込みをした者の数が、募集した広告枠数を超えた場合は、抽選に  
より決定する。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、村長が指  
定する期日までに、村の発行する納付書等により広告掲載料を納入しなければなら  
ない。

(広告掲載料の不還付)

第11条 既に納入した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さな  
い理由により広告の掲載ができなかつたときは、この限りでない。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条の決定による広告  
掲載の決定を取消することができる。

(1) 広告掲載料を納入しなかつたとき。

(2) その他村長が特に広告掲載に支障があると認めたととき。

2 村長は、広告主又は広告の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めたと  
きは、広告の掲載を取消することができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、村長が広告を掲載することが適切でないと判断し  
たとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定め  
る。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。